

# 兵庫県公報

平成22年9月3日 金曜日 第2215号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 住居表示の実施に伴う西宮市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定の予定通知（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
○ 同 上（同）	8
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	8
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	8
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	10
○ 落札者等の公示（同）	10

## 告 示

### 兵庫県告示第895号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、西宮市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域を変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西宮市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年9月7日からその効力を生ずるものとする。

平成22年9月3日

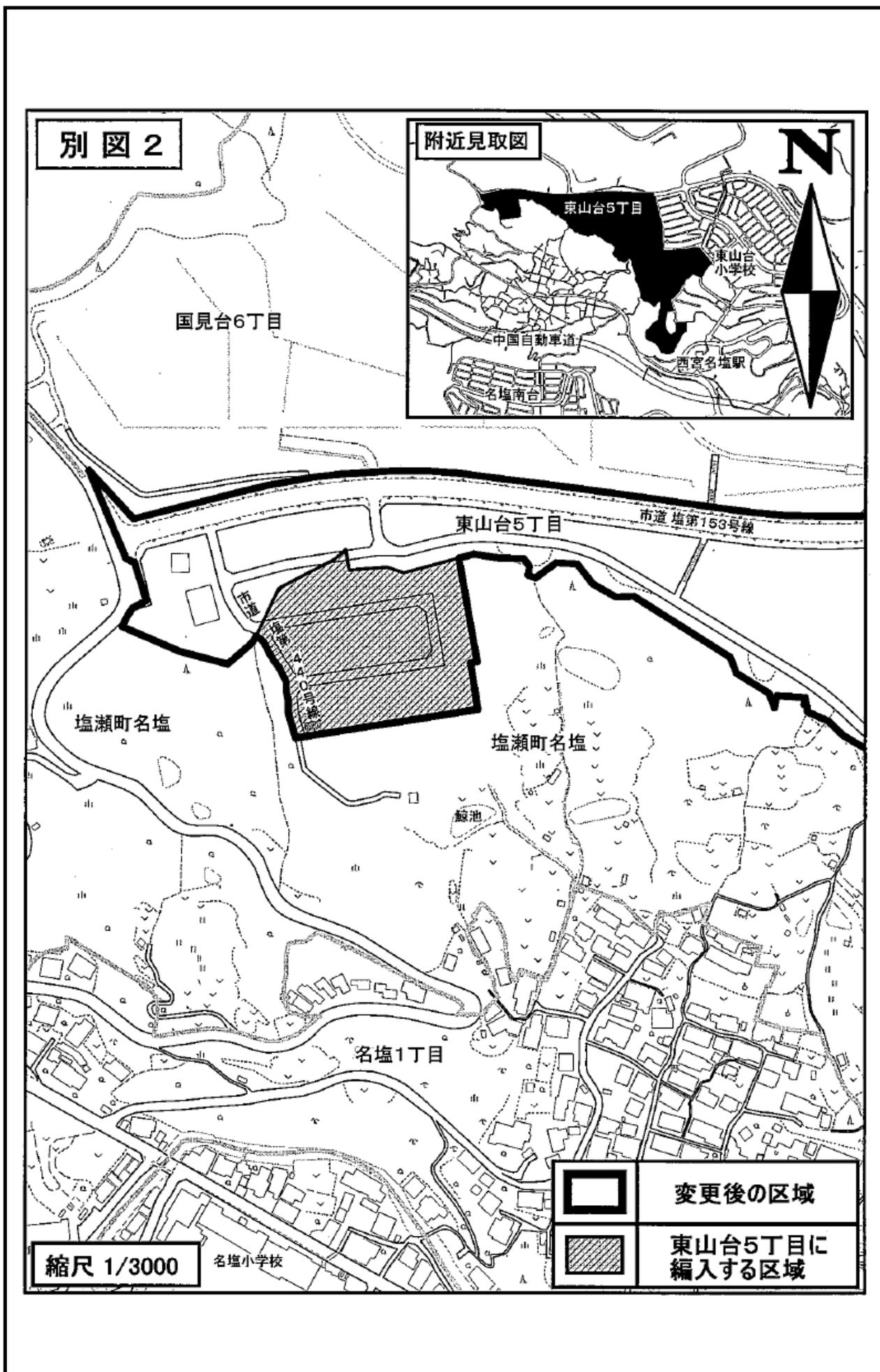
兵庫県知事 井戸敏三

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変更後の境界線	変更後の区域に含まれる変更前の字名
東山台5丁目	塩瀬町名塩字宮ノ谷5267の4及び同5264の22から5264の26までの各東筆界 塩瀬町名塩字宮ノ谷5264の26の南筆界 塩瀬町名塩字宮ノ谷5264の28の東筆界 塩瀬町名塩字彌平坂3134の4の東筆界及び南筆界 塩瀬町名塩字彌平坂3134の6及び同3134の14の各南筆界 市道塩第440号線の西側	塩瀬町名塩の一部

備考 地番は、平成22年1月21日現在の地番である。





## 兵庫県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 下内膳土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 木 恵 一	洲本市下内膳1588番地
同	安 倍 勝	同 市下内膳495番地
同	白 水 祥 文	同 市下内膳538番地
同	出 店 利 彦	同 市下内膳439番地
同	出 店 裕 司	同 市下内膳1番地
同	安 川 一 雄	同 市下内膳1211番地
同	安 岡 忠 男	同 市下内膳170番地
同	井 手 久 弘	同 市下内膳415番地の1
同	瀧 口 初 美	同 市下内膳960番地
同	由良木 恒 弘	同 市下内膳1196番地
監 事	安 川 眞 二	同 市下内膳776番地
同	片 岡 與 憲	同 市下内膳853番地

## 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 木 恵 一	洲本市下内膳1588番地
同	安 倍 勝	同 市下内膳495番地
同	白 水 祥 文	同 市下内膳538番地
同	出 店 利 彦	同 市下内膳439番地
同	出 店 裕 司	同 市下内膳1番地
同	安 川 一 雄	同 市下内膳1211番地
同	安 岡 忠 男	同 市下内膳170番地
同	井 手 久 弘	同 市下内膳415番地の1
同	瀧 口 初 美	同 市下内膳960番地
同	由良木 恒 弘	同 市下内膳1196番地
監 事	安 川 眞 二	同 市下内膳776番地
同	片 岡 與 憲	同 市下内膳853番地

## 2 毘沙門土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 崎 忠 彦	三木市吉川町毘沙門916番地
同	城 越 吉 弘	同 市吉川町毘沙門595番地の2
同	松 原 茂	同 市吉川町毘沙門552番地
同	瀧之脇 史 郎	同 市吉川町毘沙門622番地
同	岩 崎 利 昭	同 市吉川町毘沙門597番地
監 事	田 村 陽太郎	同 市吉川町毘沙門628番地
同	藤 田 崇	同 市吉川町毘沙門444番地

## 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	城 越 吉 弘	三木市吉川町毘沙門595番地の2
同	松 原 茂	同 市吉川町毘沙門552番地
同	瀧之脇 史 郎	同 市吉川町毘沙門622番地
同	岩 崎 利 明	同 市吉川町毘沙門597番地

同	藤 田 芳 昭	同	市吉川町毘沙門131番地
監 事	田 村 陽太郎	同	市吉川町毘沙門628番地
同	岩 崎 忠 彦	同	市吉川町毘沙門916番地



**兵庫県告示第897号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成22年8月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	西戸中の池地区	平成22年9月3日から 同 月24日まで	加 東 市 役 所 東 条 庁 舎
同 上	キビ谷上池地区	同	同 上



**兵庫県告示第898号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
南あわじ市賀集長原字南山157の2（次の図に示す部分に限る。）、字中島158、159の1、163、字佛谷162
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字南山157の2、字中島158、159の1、163（次の図に示す部分に限る。）、字佛谷162
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第899号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市日高町稲葉字家ノ奥30の2、30の84、30の85、30の87、30の97、字馬場谷31の1、31の3、32の1、32の3、33の1、34の1、34の2、35、36の1、36の7
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第900号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市出石町奥山字井口2の4、3、4の1、5の2、6、7の2、8の2、字入道111から113まで、115、116、117の1、117の2、121、122、125、127、134、138の1、138の2、139、字日山140、430の1、430の2、431から438まで、439の1、439の2、440の1、440の2、441の1、442の1、442の3、443、444の1、445、446の1、447、448の1、字上アラ堀421の1、423の1、424の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第901号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町佐々木字鍛冶屋9の1から9の6まで、10の1から10の4まで、10の6、1353から1355まで、1356（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇鍛治屋9の1・9の2・9の4・10の4・10の6（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、  
1353から1356まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第902号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町平田字横尾52、53、54の1、54の2、55から58まで、59の1から59の3まで、59の5、59の6、60の1、字中尾212、字水谷227、228、230、231

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中尾212、字水谷228、230、231

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第903号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成22年9月3日から但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H22但豊位置 0002号	22.8.18	豊岡市正法寺字宮下通594番1の一部、594番2の一部、595番の一部	5.00	33.18
			5.17	41.06



**兵庫県告示第904号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、その関係図書は、平成22年9月3日から淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21淡路位置 0005号	22. 8. 19	淡路市中田字中ノ井手773番4の一部、778番 17の一部	6.00	16.00

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成22年8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人水道施設整備技術協議会
- イ 代表者の氏名 田 村 善 胤
- ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市小浜3丁目14番7号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、日本、東南アジア及び南太平洋の人々に対して、安全で安心な飲料水を安価で供給する技術を普及することにより、最高水準の水が飲める地域の拡大を図り、人類の健康増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成22年8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ネクスト・ワン
- イ 代表者の氏名 城 下 壽 男
- ウ 主たる事務所の所在地 養父市長野180番地1
- エ 定款に記載された目的

この法人は、養父市内の高齢者等に対して、高齢者等の住環境改善支援事業、高齢者農家の生産活動支援事業及び公共施設の管理運営事業等を行い、活力ある地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成22年8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ウィズユキたごよう

イ 代表者の氏名 近 藤 淑 實

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区北五葉4丁目3番15-B101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、全人類に対して、地域社会の老若男女が年齢・性別・職業・健常者とか障がい（害の文字は使わない）者（児を含みます）に関係なく、兵庫県に在住する人たちや兵庫県を愛する人たちなど不特定多数の人たちが等しく「出逢いとふれあい」のできる「場」の創設と人の集まりから伝えられるいろいろな情報の交換を行い、人々との出逢いによって各人の人間的成長と人的ネットワーク及び実践と研究を通じて人生上の気付きや学びをとり入れ、「心のゆとり」「助け合い」をより向上した人間味のあふれた新しい文化の創造と福祉の増進に関する事業を行い、知識と地域社会の活性化に寄与することを目的として活動します。

2 (1) 申請のあった年月日 平成22年8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自然の会

イ 代表者の氏名 松 本 健

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市鴻池4丁目9番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、保育を必要とする子どもたちを中心にその保護者、さらには地域の青少年に対して、子どもたち一人ひとりの生きる力を育み、育ちを支える支援と、地域の人とのつながりの中で、子育て中の母親がエンパワメントしていけるような子育て支援に取り組むことによって、地域の活性化を図り、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成22年8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人加古川総合スポーツクラブ

イ 代表者の氏名 大 辻 利 弘

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市野口町野口687番地の66

エ 定款に記載された目的

この法人は、加古川市民が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、健康・体力を維持増進することができる総合型スポーツクラブの設立及び運営を行うとともに、市民が気軽に参加できるスポーツイベント等を開催することにより、地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成22年8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人夢の木

イ 代表者の氏名 山 崎 敦 子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市瑞穂町4丁目77番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、児童福祉の理念に基づき、伊丹市及び近隣の保育を必要とする乳幼児や子育て中の親に対して、保育の場を提供し、保育事業、子育てに関する企画・運営事業、相談事業、調査研究、情報収集・提供、普及・啓発事業を行い、子どもたちが共に育ちあう喜びを知り、明るく生きいきと育ち、親が安心して子育てができるよう、地域における保育や子育ての向上に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成22年8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸ミャンマー皆好会

イ 代表者の氏名 林 英 雄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区橘通1丁目2番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、ミャンマー国民に対して、保健・医療又は福祉を支援、友好交流、農業支援、日本語教

育支援、神戸ミャンマー交流会館運営、親善交流旅行、環境保全に関する事業を行い、ミャンマー国民との友好親善と世界平和に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成22年8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハート・ケア・ステーション

イ 代表者の氏名 佐藤 薫

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市野口町野口148番地の18

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な地域の高齢者、障害者、それらの家族、その他のケアを必要とされる方などの地域住民に対して、居宅介護に関する事業を行い、福祉の向上、いきがいを実感でき、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。



**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年9月3日

兵庫県知事 井戸 敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
田淵 滋樹	宍粟市山崎町山田字白光田208-1	平成22年7月1日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成22年9月3日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

- 落札に係る業務の名称  
県税徴収金収納事務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 落札者を決定した日  
平成22年8月9日
- 落札者の名称及び住所  
株式会社電算システム 岐阜市日置江1丁目58番地
- 落札金額  
121,757,965円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告をした日  
平成22年6月29日